

日本統治初期における台湾地方行政の問題点 ——橋口文蔵の「辨務署巡回日誌」の分析を中心にして

黄美恵 *

要旨

日本統治下の台湾は、1897年5月の地方官官制改正によって全島の6県3庁の下に86辨務署が開設された。台湾総督府は県庁の下に枢要な地に、官治行政機関の郡役所に相当する辨務署を置き、また「旧堡街庄自治体」との地方秩序のシステムを温存しながら官治行政の補助機関とする街庄社制を設置した。

本稿は台北県知事橋口文蔵による管轄下各辨務署巡回日誌の分析を通して、橋口からみた1897年後半の台湾島における辨務署のありようと現地の実態に焦点を当てて考察し、初期の台湾地方行政に存する問題点を指摘する。そのうえ明治期の農政実務官僚と植民地台湾の認識を探求する。

キーワード：植民地台湾、橋口文蔵、地方行政、辨務署

日治初期台湾地方行政的問題点

* 中国文化大学日本語文学科助理教授。

來稿日期：2019年8月12日；通過刊登：2020年6月19日

——以橋口文藏的〈辨務署巡回日誌〉為中心

黃美惠 *

摘要

日本統治下的台灣於 1897 年 5 月進行地方官制改正，將台灣行政區域劃分為 6 縣 3 廳，縣廳之下開設 86 個「辨務署」。台灣總督府在縣廳的樞要之地，設置了相當於日本內地的官治行政機關「郡役所」的辨務署。且同時援用清末台灣的鄉治舊堡街庄等的地方秩序，在辨務署之下，設置「街庄長制」，作為縣廳官治行政的輔助機關。

本文首先分析 1897 年台北縣知事橋口文藏在管轄區域下的各辨務署巡回日誌，將焦點置於橋口巡回視察縣治下新設之辨務署的情況及現地的實態，考察日本統治初期台灣地方社會及地方行政存在的問題點。繼而透過橋口文藏的學經歷等背景，瞭解明治期的農政實務官僚及其對新殖民地台灣的認識。

關鍵詞：日治時期台灣、橋口文藏、地方行政、辨務署

* 中國文化大學日本語文學科助理教授。

**Problems of Local Governance in the early ere of
Colonial Taiwan :
A Study of the “Diary of the Inspection to Benmushos” of
Hashiguchi Bunzo in Taipei Prefecture**

Huang, Mei-Hui *

Abstract

Under Japanese rule, there was a reform of the local administrative system in May, 1897, in which Taiwan was divided into six prefectures and three districts. For the operation of this reform, 86 local offices “Benmusho” (辦務署) were created under the prefectural level. The Governor-general of Taiwan established these local offices identical to the county offices of his homeland in Japan. Meanwhile, the Government placed under the “Benmusho” an old administrative system of the Qing dynasty, the Chief of streets/villages order, as an auxiliary apparatus for the local administration.

This paper analyzes the situation of the “Benmusho” of Taipei prefecture in the latter half of 1897 from the viewpoint of Hashiguchi Bunzo through the examination of his diary and points out the problems that existed in the colonial administration.

Furthermore, this paper focuses on the knowledge and personal experience of an official in the Meiji period, in this case of Hashiguchi Bunzo in colonial Taiwan.

Keywords: Taiwan Under Japanese rule, Bureaucrat in Colonial Administration, Hashiguchi Bunzo, Local Administrative organization, Benmusho (辨務署)

* Assistant Professor of Department of Japanese Language and Literature, Chinese Culture University.

一、はじめに

日本植民地史研究において、初期の台湾統治の歴史像といえば、混乱・抗日ゲリラか、無能・腐敗官僚という印象が強い。こうした見方は、1897年の台湾統治について、檜山幸夫が台湾総督府文書などを用いて詳細に論じている。檜山によれば、「天皇と軍との軋轢」¹が表面化し、政府や総督府の指導力の欠如が露呈し、総督府と台湾駐屯軍の腐敗により政府を震撼させた総督府の内紛と官吏の疑獄事件の発生（いわゆる高野事件）によって、日本の台湾支配の本質的矛盾が一挙に噴き出した時期であった。さらに、総督統治が破綻的状态に陥っていたため、朝野にも、台湾抛棄論や台湾売却論が流布していた。²

台湾島内で、「初めて積極的な施政」³あるいは「統治政策の本格化」⁴、「民政統治体制と本格的開発政策」⁵と思われるのは、1898年3月からの四代目の児玉源太郎総督と後藤新平民政長官時期であった。そのためか、研究史には初期の植民地官僚の議論は総督府の学務官僚、技術官僚⁶に焦点が当てられ、一般行政官僚はトッ

¹ 檜山幸夫、〈台湾統治の機構改革と官紀振肅問題——明治三十年台湾統治〉、《台湾総督府文書目録》、第2巻（ゆまに書房、1995）、頁326。

² 檜山幸夫、〈台湾総督府の刷新と統治政策の転換——明治三十一年の台湾統治〉、《台湾総督府文書目録》、第3巻（ゆまに書房、1996）、頁351。

³ 呉密察、〈福沢諭吉の台湾論〉、《台湾近代史研究》（稲郷出版社、1994）、頁70。

⁴ 山中永之佑《日本近代法論》（法律文化社、1994）、頁297。

⁵ 山田公平《近代日本の国民国家と地方自治》（名古屋大学出版会、1991）、頁231。

⁶ やまだあつしは植民地台湾の技術官僚に関する一連の研究業績がある。〈台湾総督府土木局の技師について〉、《名古屋市立大学人文社会学部研究紀要》、第10号（2001年3月）、頁191-200；〈台湾総督府民政部殖産局の技師について（1902-1920）〉、《名古屋市立大学人文社会学部研究紀要》、第12号（2002.3）、頁177-192；〈奨励政策と技術者——養蚕業奨励初期における台湾総督府の養蚕技術者採用を例として〉、《名古屋市立大学人文社会学部研究紀要》、第17号（2004.11）、頁35-48；〈ノンキャリア技術官僚と植民地台湾——測量技師・野呂寧を中心として〉、松田利彦編、《日本の朝鮮・台湾支配と植民地官僚》（思文閣、2009）、頁447-

プの乃木希典（1896年10月14日～1898年2月26日）らに無能等の烙印が押されてしまっている。

本稿がとりあげる橋口文蔵は、多数の札幌農学校出身者を台湾に呼び寄せ、その後の札幌閥形成のきっかけを作った人物として知られている。北海道アイヌを破滅に追いやった元凶の一人として糾弾する見解もある。⁷橋口は1880年代からアメリカに留学し優秀な農学の知識を有し、メキシコ移民にも関わっていたことをもって1895年3月に初回の渡台官僚メンバーとして日本初の植民地経営に努めた。1895年から1898年にかけて初めての台湾総督府殖産部長（1895年5月～1896年3月）と民政復帰後の初任の台北県知事（1896年4月～1898年4月）として活動していた。領台初期の官僚を評価・位置付ける際に、このような経歴を有する橋口文蔵は1つの事例として最適と思われる。よって、筆者は橋口の経歴や手腕、渡台に到る経緯を分析し、植民地行政官僚の人物像を捉えようと試みた。⁸それに引き続き、橋口が殖産部長や台北県知事としてどのような活動をしていたのかが筆者の関心事である。

筆者は拙稿〈帝国日本の「外地」地方行政と政治的統合〉で台湾領有から1897年5月27日（勅令152号）地方官制改正まで、下級行政機関の創設の歴史的

471。その他、法制官僚の方面においては劉夏如、〈植民地の法制化過程と台湾総督府評議会（1896-1921）——総督政治・法制官僚・地方名望家〉、東アジア近代史学会編、《東アジア近代史》、第1期（ゆまに書房、1998.3）、頁59-92。そして経済官僚の方面においては、波形昭一、〈植民地台湾の官僚人事と経済官僚〉、《近代日本の経済官僚》（日本経済評論社、2000年6月）。

⁷ 井上勝生、〈札幌農学校植民学と有島武郎：「星座」と千歳川アイヌのコスモス〉、《北海道大学文書館年報》、4号（2009.3.31）、頁1-19。

⁸ 黄美恵、〈渡台植民地官僚試論——以橋口文蔵為例〉、《第八屆臺灣總督府檔案學術研討會論文集》（國史館臺灣文獻館、2015.5）、頁343-361。

過程を《台湾総督府公文類纂》と新聞史料を用いて明らかにしようとした。⁹総督府は台湾全島及び澎湖諸島でも下級行政機関の統一化を図り、清朝時代の「堡・街庄」を再編成して「区」を創出し、のちに「辨務署・街庄」という体制が作り上げられた。総督府は伝統社会の地方支配権力などの地域的公共関係を利用し、名望家層を通じて国家の地方支配を実現した。

これまでの研究を踏まえて、筆者は地方官僚と台湾の現地社会との接点に着目し、地方官僚による台湾社会の認識と辨務署行政システムの受容のあり方に注意を払いたい。

前述した 1897 年 5 月の地方官制改正の前に、橋口台北県知事がそれぞれ宜蘭・基隆・新竹地方を巡回した見聞要略・日誌といった文書¹⁰がある。そして、地方官制改正の後には、「管下各辨務署巡回日誌」¹¹（以下「巡回日誌」と表記）が残っている。そこで、本稿は台北県知事橋口文蔵による管轄下各辨務署巡回日誌の分析を通して、橋口からみた 1897 年後半の台湾島における辨務署のありようと現地の実態に焦点を当てて考察し、初期の台湾地方行政に存する問題点を指摘したい。それによって従来植民地台湾の地方制度研究史の空白を補うことを意図している。

⁹ 黄美恵、〈帝国日本の「外地」地方行政と政治的統合——台湾領有初期の「郡区町村」編製の歴史的過程をめぐって〉、《台大日本語文研究》第 31 号（2016.6）、頁 99-128。

¹⁰ 宜蘭地方の「巡回見聞要略」1897 年 2 月 10 日～2 月 24 日（橋口兼清編、《橋口文蔵遺事録》（1906）、頁 183-209）、「基隆管内巡回日誌」同年 3 月 7 日～3 月 11 日（前掲書、頁 209-221）、「新竹地方巡回記」同年 4 月 21 日～4 月 29 日（前掲書、頁 221-243）。《橋口文蔵遺事録》（以下《遺事録》に略す）の発行兼編集者は橋口兼清で、印刷者は中野錫太郎・帝国印刷株式会社（東京）である。「非売品」という文字が印刷してある。

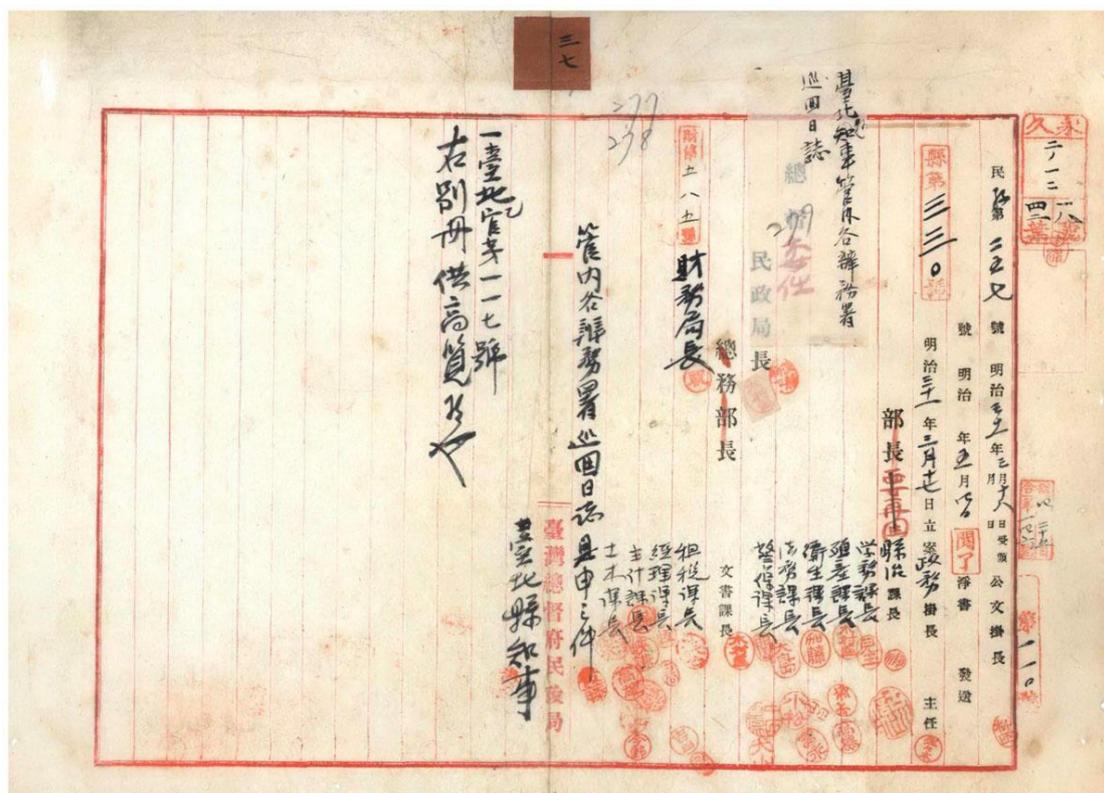
¹¹ 橋口兼清編、《遺事録》、頁 243-293。

二、 辦務署巡回日誌

(一) 史料の概要

前述した橋口作成の史料は 1897 年 5 月台湾総督府の地方官官制の改正から半年後、およそ辦務署が開署された二か月後、台北県知事橋口文蔵が二回に分けて 17 日間にわたって台北県管内の辦務署を巡視し、管下の辦務署の事務と地方の状況を視察した際の日誌・紀行文である。橋口には、西種彦（租税課属）、伊藤熙（知事官房・官報報告主任、兼庶務課長）、吉田政明（庶務課）、篠原国美（庶務課属、兼知事官房）¹²及び岩元警部が随行した。主な調査項目は管内辦務署の行政運営、及び街区や庄（村落）の治安・戸口・鉱物資源・土地関係・農林漁業・商工業・教育・種痘・衛生・旧慣習の有無の確認などであり、行政改善上の情報収集及び統治の基礎固めの民情視察であった。

¹² 《台湾総督府職員録》（明治 30 年）、頁 633-634。



出典：「臺北縣知事管内巡迴報告」(1898年5月4日)〈明治三十一年乙種永久保存第三卷〉，《臺灣總督府檔案》，國史館臺灣文獻館，典藏號：00000262037。

17 日間に及ぶ管内巡視を復命するについて、巡回日誌は台北県用 11 行×2 朱野紙四十枚に墨筆で記述されている。原文には、削除・訂正の修正はなく、加筆が僅か数か所あった。浄書せずにそのまま「台北官発第 117 号」「御参考」の具申文書として、橋口知事から民政局長代理事務官杉村澂に 3 月 16 日付で提出された。殊に注意を払うべき点は、巡回日誌には朱線が 30ヶ所つけられたことである。その 30ヶ所は橋口がつけたという根拠がまだ見つかっていないが、台湾統治策及び施政において参考を願う事項としてわざわざ朱筆でつけられたのであろう。これは次節でそれを説明することにした。

この「巡回日誌」史料欄には「明治 31 年 3 月 18 日受領」「明治 31 年 5 月 4 日閲

了」の書き込みと朱印があり、これが民政局内事務の完了日となる。¹³しかし閱了までには何故に二ヵ月間もかかったかについては、その時点の総督府・民政組織の人事異動や内閣の藩閥関係などに係るだろうと思う。

ところで、橋口の台北県下巡視はこれが初めてではなかった。この巡視から九ヵ月遡る1897年2月10日から24日まで（15日間）は宜蘭地方を、3月7日から11日まで（5日間）基隆地方を、4月21日～29日（9日間）は新竹地方を巡視した。主な調査項目は宜蘭地方の「巡回見聞要略」によれば、

「一 各市街ノ概況、二 殖産概況、三 山林ノ概況、四 原野及熟
蕃人生蕃人ノ概況、五 道路堤防橋梁ノ概況、六 港湾河川運輸交通
ニ関スル事、七 温泉及炭酸水概況、八 気候疾病ニ関スル事、九 諸
官庁署及病院学校ノ概況、十 新道開設ニ関スル事、十一 堤防修繕
ニ関スル事、十二 飲用水ニ関スル事、十三 通訳生ニ関スル事、十
四 基隆通行中視察セシ所ノ概況」¹⁴

とある。管下の地方社会の民情を視察するほかに、支庁の各科の行政事務、それから堡務署の試行状況、旧来の自治組織（会館）の存在などの組織の運営を調べること

¹³ 〈台北県知事管内巡回報告〉、《台湾総督府公文類纂》、262冊-37。

¹⁴ 橋口兼清編、《遺事録》、頁183-209。

であった。ちなみに、水野遵民政局長が乃木希典総督の命を受け、同年1月20日から2月24日にかけて「新竹・苗栗・台中・彰化・鹿港・埔里社・集集街・雲林・嘉義・台南・鳳山・恒春・澎湖島」を巡視した。その後、水野が上京して台湾統治機構改革を進めた。¹⁵水野が何故に台北県（宜蘭・基隆）を抜かしたのかという疑問においては、水野は台北県知事の巡回報告をそのまま参考にするつもりだったのではないと思われる。

本巡回日誌は橋口が台北県知事として行った最初の辦務署巡視報告（大嵙崁撫墾署の巡視を含む）ではあるが、前述した同年2月から4月にかけての支庁（宜蘭・基隆・新竹）巡回報告¹⁶と、殖産部長心得の際の大嵙崁巡視¹⁷とは一連のものともみてよいと思われる。

管見の限りでは、本巡回日誌はまだ引用されておらず、使用されたのは本稿が初めてであろうと考えている。

（二）《橋口文蔵遺事録》

本巡回日誌は《台湾総督府公文類纂》に綴られたほか、橋口の長男橋口兼清が

¹⁵ 巡視後の2月27日に水野は、民政局長事務官の中村是公・高橋虎太とともに、乃木総督から「御用有之上京ヲ命」じられ、3月6日に台湾を出発し、5月22日に「帰府」している。東京において、水野は台湾統治機構の改革などに関与していたことから、台湾巡視の目的は、統治機構改革にあたり民情視察を行っておく必要があったためと思われる。川島淳解説〈水野遵民政局長の「巡台日記」〉、《日本領有初期の台湾》（2005）、頁39。つまり、水野は2月24日の帰府後から3月6日の東京出張までの間に、台湾統治機構改正にかかわっていた。

¹⁶ 橋口兼清編、《遺事録》、頁183-243。

¹⁷ 橋口は1895年9月15日付の「大嵙崁生蕃會見殖産部長報告」を樺山総督に提出した。《台湾総督府公文類纂》、35冊-8。同文書「大嵙崁地方出張復命書」として《遺事録》、頁168-180にも所収されている。

1906年に編集発行した《橋口文蔵遺事録》といった追悼文集においても、本巡回日誌に所収されている。

1903年8月10日に橋口文蔵が病で亡くなった（享年51）。その後、二年間かかって長男の兼清は橋口が北海道開拓及び台湾在勤中における治績、逸事、墨国視察、頌徳及送別詩文などを集めていた。また、《遺事録》編纂にあたって橋口の元部下加藤重任¹⁸が「臺灣成績」「治台一斑」の執筆を委託された。加藤と橋口との接点については、加藤は「治台一斑」の冒頭に以下のように述べている。

小生が台湾にて橋口閣下の左右に随従せしは僅に二十八年十二月より翌年六月までと二十九年十一月より三十年六月までの十五か月にて、其他は或は地方の辦務署に在勤し…（中略）回想すれば小生は北海道在勤中より橋口閣下の御厚恩を受け台北渡航以来は殊に御信任を辱ふし父子師弟も啻ならず¹⁹

よって、橋口が東京出張から帰台した時すでに「随従」しており、初めは秘書官的な役にあつたようだ。しかし、加藤のそれらの執筆作業は以下の通り順調ではなかった。

¹⁸ 加藤重任は陸軍士官学校第1期卒の陸軍少尉で1878年、札幌農学校の兵学、体育教師となった。橋口が道庁第二部長の時、加藤は同部の常務課長であった。常務課は職務分掌では「農商工通信に関する事、第二部中他課の主宰にせざる事」を担当した。神埜努、《柳本通義の生涯》（共同文化社、1995）、頁225。

¹⁹ 橋口兼清編、《遺事録》、頁156。

閣下此地御在任も最早六年前と相成、当時親く恩顧を受けたる人士は官銜の廃合と官海の変遷に随ひ今は四方に離散し、加るに三十四年台北県庁廃止の後はその書類帳簿も各衙庁へ引継ぎ、兎角材料を得るに由なく閣下の履歴書さへ一見するの機会を得ず困難仕候²⁰

そこで、加藤は「已むを得ず現に目撃したる所、又は記憶に存する所を筆に任せ別冊の通り編纂仕候」²¹という。また、彼は「或は地方の辦務署に在勤し、或は閣下の上京と為り始終音容に接せざりしが故に或は重要な逸事の遺漏あらんことを恐れ候」といつて、総督府殖産局横山壮次郎（札幌農学校8期生：地質学専門、元北海道庁技手）、藤根吉春（札幌農学校8期生：畜産学専門、元北海道庁技手見習）の助力を頼み、《遺事録》編纂を削正増補したのである。

三、行為記録

（一）巡回日程

台北県知事であった橋口文蔵は、知事官房、庶務課や租税課の属僚²²、警部らを

²⁰ 橋口兼清編、《遺事録》、頁155。

²¹ 同前。

²² 《台湾総督府職員録》（明治30年）、頁633-634。

率いて、管内各辨務署の事務及び地方の状況を視察した。1897年12月24日刊の《府報》により、まずは1897年11月27日から12月4日にかけて基隆、頂双溪、金包里、水返脚の四つの辨務署を、それから12月11日から19日にかけて士林、滬尾、樹林口、新庄、中壢、桃仔園、三角湧、景尾の八つの辨務署及び大嵙崁撫墾署を巡回した。²³橋口は1898年3月17日の日付で、「台北県知事管内各辨務署巡回日誌」の形式をもって総督府民政局代理事務官杉村濬に辨務署の視察内容を具申した。²⁴橋口への巡視を命じた行政記録は残っておらず、したがって行政文書から直接に巡視目的を確認することはできないので、次項の「調査の内容」を要約しながら、その目的を帰納的に検証してみよう。

主な行程は、まず11月27日汽車で台北を発し水邊脚（水返脚）を経て基隆に到着、新店街にある太平館に宿した。翌日より頂双溪に向かい瑞芳警察分署を経て頂双溪辨務署に到着した。29日同所を発して長潭庄を経て灣底に入り夕方6時に頂双溪の宿に帰った。30日は頂双溪辨務署主記伊藤佐太郎と参事石豊年が柑脚庄を案内に、夕方6時に大湖庄には到着、憲兵屯所に宿した。12月1日は大湖庄より暖街（街長林天豹の事務所）に出、午後基隆に戻って太平館に宿した。2日の午前には基隆国語伝習所の授業及び基隆辨務署の事務を視察、午後は大武崙嶺へ向か

²³ 彙報「官吏発着」,「台北県知事橋口の辨務署巡視」,《府報》,第216号(明治30年12月24日)。

²⁴ 《台湾総督府公文類纂》,262冊-37。5月4日の日付で「閱了」の印が押された。《遺事録》,頁243-293。

い瑪束港を通過して金包里辨務署に到着した。3 日の午前は瑪束港へ行って午後は基隆停車場で休憩、汽車で水返脚に到着した。4 日は水返脚辨務署、それから基隆川を渡って北港庄を視察した後、帰庁した。

続いて、12 月 11 日剣潭を渡って士林を視察し、それから小八里坌を経て滬尾街に到着した。12 日は滬尾と樹林口の両辨務署を視察し、午後は新庄へ向かった。13 日には同所を発し中壠に到着、午後汽車にて桃仔園へ行って辨務署に宿した。14 日は同所の辨務署を視察した後、大嵙崁に向かった。15 日は大嵙崁撫墾署長宮之原藤八とともに角版社へ出発、桑島省三交換所長が嚮導し、翌日に大嵙崁撫墾署に到着した。17 日の午後は公館尾庄にある三角湧辨務署・柑園警察署を見てから、土城庄を経て擺接堡冷水坑庄に到着し、庄長游其源の家に宿した。18 日は游其源の別邸へ珈琲樹を見てから枋寮へ向かい、午後景尾辨務署に到着し、宿し、19 日は同所を視察して帰庁した。

要するに今回巡視したのは漢人社会の 12 カ所の辨務署だけでなく蕃界の大嵙崁撫墾署も含まれている。

(二) 調査の内容

本巡回日誌には、まず巡視の日時、随行人員、それから各巡視先での迎接人員である辨務署長・主記、警察署長をはじめ、地方住民の辨務署参事、街庄長、有力者等の事が述べてある。橋口は出迎えたこれらの人々に対して「此回ハ辨務署ト地方ノ状況ヲ視察セント欲シテ出発シ、... (中略) 総督府県庁ニ在リテハ頗ル治民策ヲ工夫

ヲ凝ラシ終ニ辨務署ヲ各地ニ設ク」と視察目的を述べるとともに、総督府が真剣に台湾の「治民策」に取り組んでいる情報を現地住民に伝えた。具体的な諭告としては「土匪ニ対シテハ人民自衛シテ軍隊ノカヲ待ツベカラズ」、「道路橋梁モ亦人民自ラ修繕セザルベカラズ」といった治安及び土木事業の住民自治を語っており、それから「公医ハ錢ヲ要セス、且種痘ハ一回ニシテ足ルモノニ非ズレバ幾回モ種痘セシメヨ」といった法令規則を周知している。

前述したように、橋口が 1898 年 3 月 16 日に民政局に提出した文書に 30 カ所に朱筆で線や丸つけが付してある。この 30 ヶ所の意味は橋口自身が重要視する事項、または民政局に対して今後の施政の参考としての建言とみている。つまり、これら朱筆の内容は橋口の台湾認識を理解し、統治初期の台湾の地方社会像や辨務署の運営実態を知るための重要な史料であると言える。

そこで朱筆が付してある 30 カ所（附録、日付順①～③⑩－番号は筆者）の調査内容を通して、橋口から見た植民地台湾の地方行政の問題点を分析することにしたい。

橋口の調査の重点として以下の三点に絞ってみた。第一、土匪の被害有無及び土匪防禦策の調査（附録、番号①③⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑰⑲⑳㉑㉒）、そして第二、旧慣調査（附録、番号④⑦－地名、⑤㉓－道路修築、⑥－塩館の官有、⑬－地縁関係、⑰－郷紳、⑱－迷信及び公共事業の費用、㉔－蕃人対策）、それから第三、蕃地の開墾開発及び撫墾署の運営状況の調査（附録、番号㉕㉖㉗㉘㉙㉚）。それらに次いで、事務所設置の適宜可否（附録、番号②⑮⑯）、殖産（附録、番号⑧⑨）、

徴税状況及び方法（附録、番号⑬⑭）、内地人に対する人民の感情（附録、番号⑳）である。

次章ではこの三つの重点に着眼し、橋口の調査に対する重点の置き方や思想を通して、統治初期の行政改革案を明らかにしていく。

（三） 調査の背景

1、下級行政機関の設置と位置づけ

1896年総督府内務部の下級行政の方針調査を契機として、県庁もこの調査に則り下級行政の細則を制定する。台北県では10月にほかの地方に先立って、地方役所の試行という目的で中間行政機関—「堡務署」が台北県直轄地大加蚋堡に設けられた。

²⁵その一方総督府では、1896年の半ば地方行政制度の調査結果により、全島に「七県・四十五地方役所」をおくことを考案していた。そのため、総督府は1897年度において地方行政費として82万円を帝国議会に要求し、「地方役所」・「街庄社総代人制度」の設置による地方制度の整備を図っていた。²⁶

²⁵ 堡務署の開設とともに「堡事務取扱人」が廃止された。さらに大加蚋堡を数区に分け、各区に下級行政機関の行政補助として「庄正」が置かれた。総督府に重要視していた郷紳階級が中心とする「保良局」は1896年6月に廃止されたが、「士商（紳商）公会」が「保良局」の機能を受け継ぎ、堡務署の諮問機関として地方行政体制に編制された。台北県における「堡務署-公会-庄正」という下級行政機関の仕組みは、外見的には「郡区-協議会-町村長」のありさまと似ている。黄美恵、前掲〈帝国日本の「外地」地方行政と政治的統合——台湾領有初期の「郡区町村」編制の歴史的過程をめぐって〉、頁99-128。

²⁶ 植民地台湾の県庁の地方官は、堡街庄社の事務を整理するため、町村事務取扱と役所の配置、清国時代台湾の地方役人の呼称、職務を統一化、制度化しようとした。台北県直轄地の「事務取扱」・「庄正」、台中県の「堡長」、台南県の「区長」・「区事務係」といった役人の設置の目的は、これらを県・支庁の地方下級行政機関とすることであった。なおかつ市役所・町村役場への過渡的性質をもっている。また、慣れ親しんだ街庄の名も公式上排除し、複数の街庄をあわせて番号で示す体制を採用した。黄美恵、前掲〈帝国日本の「外地」地方行政と政治的統合——台湾領有初期の「郡区町村」編制の歴史的過程をめぐって〉、《台大日

1897年5月の地方官官制改正によって全島に辨務署が開設されると、堡役所の試行機関として置かれた堡務署は廃止された。府令第20号により6県3庁の下に86辨務署が置かれた。また「台湾総督府管内街・庄・社二長ヲ置ク」（1897年5月、勅令第157号）ことによって、全島の町村事務取扱を「街・庄・社長」に統一した。街・庄・社長は「辨務署ノ指揮命令ヲ承ケ、部内ノ行政事務ヲ補助執行」することとされた。すなわち、県庁の下の枢要な地に、官治行政機関の郡役所に相当する辨務署を置き、また「旧堡街庄自治体」との地方秩序のシステムを温存しながら官治行政の補助機関とする街庄社制²⁷を設置したのである。

本巡回日誌から見られる辨務署のありように従ってこの時期の辨務署の特質を次の四点にまとめてみる。

(ア) 旧時代の自然村－街庄を統轄し、上級機関の政令を人民に下達する唯一の下級行政機関（行政村）を育てるため不可欠の中間的存在である。

(イ) 行政整理・財政増収・土地戸籍調査等に実質な貢献をする。

(ウ) 辨務署管内の街庄長に事務委任しその機能を強化する一方、街庄区域改正を通して旧時代の行政区画と違った新たな街庄行政を創出する。

本語文研究》第31号（2016.6）、頁99-128。

²⁷ この「街庄社制」の特質としては、「台湾下級行政機関における日本人の街庄長の任命は先送りされる結果となり、「土人（本島人）」には、法的に地方行政の代表者とならせ、また地方名望家による地方権力体制を作り始めるということとなった」とされる。内地の区戸長に該当する街庄社長は、地方行政機構の末端的組織として位置づけられていた。黄美恵、前掲〈帝国日本の「外地」地方行政と政治的統合——台湾領有初期の「郡区町村」編製の歴史的過程をめぐって〉、《台大日本語文研究》第31号（2016.6）、頁99-128。

(I) 伝統的（訴争調停）と近代的要素を有する。

2、地方行政の先導的な役割

1896年8月の台北県における中間行政機関（堡務署）の試行から翌年5月の辨務署の設置に至るまでは、植民地台湾の地方行政事務において台北県が先導的な役割を担っていた。しかも橋口は初任総督府殖産部長心得に勤務していた際に、新領土台湾の開発において、殖産方針立案と殖産関係の人材確保に力を注いだ。以下は、《遺事録》における植民地台湾の富源調査の事業方針に関する記述である。

之（富源調査）ガ実施ニ付テハ学士技術者事務員ノ多数ヲ要スルヲ以テ九月総督ノ命ヲ奉ジ、東京ニ上リ、陸軍省農商務省大蔵省等ニ交渉シ、農工商務、及租税会計ニ通ズル人員ヲ募リ、夫々適任ノ者ヲ得テ、帰任セラレタルハ同年十二月下旬ナリ。前記方針実施ノ結果トシテ、官有林野取締規則、樟腦製造取締規則等発布セラレ、又瑞芳ニ沙金署ヲ置キ、其後撫墾署ノ設置ヲ見ルニ至レリ。又専門ノ人々ヲ各地ニ派遣シ百般ノ調査ヲ為サシム。即チ鉱業、農産、若クハ台南地方商業ノ慣例、又ハ全土地質ノ調査、東海岸地方ノ状況等、各詳細ノ取締ヲ了シ、逐一之ヲ復命シ、殖産調査録、殖産部事業報告文トシテ、世ニ公ニセリ。当時尚ホ戦雲慘憺民政ニ属スル□諸般ノ事務ハ未ダ何等ノ着

手モ為サ□リシ時期ニ於テ、獨殖産部ノ調査ハ燦然タル光輝ヲ放チ、
其施設ノ方針、既ニ確定スルニ至リシハ、押川則吉君等ノ輔よく参画
其當ヲ得タルト。且ツ各主任者危険ヲ冒シ、国家ノ為メ一身ヲ忘レタ
ルニ因ルベシトハ雖モ、其當局者タル橋口閣下ノ統馭其ノ宜ヲ得タル
結果ト謂ハザルヲ得ズ²⁸

橋口は台湾の富源調査などの事業方針²⁹実施に必要な人材確保のために 1895
年 9 月に上京した。主に農商務省、陸軍省、大蔵省などに交渉して農・商・工や租税
・会計に通じる人材を確保して、12 月に台北に戻った。このように、橋口はかつて北海道
理事官を務めた経歴・人脈を生かし適任な殖産行政の技師を台湾に招集して、殖産
調査の好成績を残した。³⁰よって、熟練な実務官僚である橋口による地方行政の実地

²⁸ 橋口兼清編，《遺事録》(1906)，頁 158-159。

²⁹ 軍政下，殖産部長心得兼財務部長の橋口は，農業課長心得押川則吉（橋口の後に殖産部長に就く）の協力を得て台湾の殖産の状況を調査した上，1895 年 7 月に次のような 9 項目の殖産事業方針を定めて総督の許可を得た。①内地人の移住，②鉱業資源の調査，③蕃民の撫育，④樟脳業取締り，⑤山林原野調査，⑥度量衡統一，⑦測候，⑧農業の改良増殖，⑨漁業の改良。神埜努，前掲《柳本通義の生涯》（共同文化社，1995），頁 224。黄美惠，〈渡台植民地官僚試論——以橋口文蔵為例〉，《第八屆臺灣總督府檔案學術研討會論文集》（國史館臺灣文獻館，2015.5），頁 353-355。

³⁰ 横山壮次郎（1895.6.18）と藤根吉春（1896.12.6）は札幌農学校卒業生として最初に渡台し，台湾総督府民政局殖産部勤務となった。同年 6 月 22 日に札幌農学校を卒業したばかりの萱場三郎（13 期生：農芸化学専攻）も，橋口文蔵（台湾総督府民政局殖産部長心得，元札幌農学校長・北海道庁理事官）に従って 1895 年 11 月渡台し，殖産部に勤務した。山本美穂子，〈台湾渡った北大農学部卒業生たち〉，《北海道大学大学文書館年報》，第 6 号（2011.3），頁 18。山本によれば，台湾占領直後の 1895-1896 年に渡台した札幌農学校卒業生の 6 名は，台湾総督府民政局殖産部に属して先住民地域を踏査する植民地選定の技師と，先住民を取り締まる撫墾署の署長であった。彼らは植民地台湾統治の最も先鋭的な部署を担ったと評価した。山本美穂子，前掲〈台湾渡った北大農学部卒業生たち〉，頁 15-41。なお，札幌農学校関と植民地台湾をめぐる，呉文星の研究が先駆的な業績である。〈札幌農学校與臺灣近代農學的展開〉，《臺灣社會經濟史國際學術研討會——慶祝王世慶先生七五華

調査は、経験豊富で信頼性が高い上に、政府の殖産方針にも合致するものであった。

四、「辨務署巡回日誌」からみる行政改革案

(一) 土匪の帰順策

まずは土匪の被害の有無及び土匪防禦策の調査に係る橋口の考えや建策については、加藤重任が以下の通り記述している。

明治二十九年五月、閣下、台北縣知事トシテ、其県ニ赴任セラレタリ。
府ニ於テ當時各地方、最モ重キヲ置キテカヲ盡シタルハ土匪ナリ。此
諸政創業ノ時ニ際シ、土匪ノ跋扈ハ実ニ万般ノ障碍ト為リ、地方政務
ハ何事ヲモ施行スルヲ得ザルノ有様タリシ。然レドモ、数百里ニ渉ル
管内ニ、遍ク警察又ハ守備兵ヲ配布スルニ由ナク、勢ヒ人民等ノ土匪
ニ通ズル者多ク、官ノ為メ盡ス者無ク、實際ノ事情益疎遠トナリ。警

誕》(中央研究院台湾史研究所籌備處,2003年5月8-9日);〈札幌農學校與臺灣近代農學的展開——以臺灣總督府農事試驗場為中心〉,《日本資本主義與臺灣・朝鮮——帝國主義下的經濟變動》(博揚文化事業公司,2010年1月),頁127-161;〈札幌農學校と台湾近代農学の展開——台湾總督府の農事試驗場を中心として〉,《日本統治下の台湾の支配と展開》(中京大学社会科学研究所,2004年3月),頁481-522。ここで呉文星は札幌農學校の卒業生のうち少なくとも139名が台湾に赴いたことを履歷とともに明らかにするとともに、札幌から台湾への人の流れをつけたの橋口文蔵であることを明らかにした。続いて同氏は糖業に重点を置き、札幌農學校の卒業生と台湾近代糖業との關係を示した。〈札幌農學校卒業生と台湾近代糖業研究の展開——台湾總督府糖業試驗場を中心として(1903-1921)〉,松田利彦編,《日本の朝鮮・台湾支配と植民地官僚》,國際研究集會報告書第30集(國際日本文化研究センター,2008年1月),頁89-106;〈札幌農學校畢業生與臺灣近代糖業研究——以臺灣總督府糖業試驗場技手為中心〉,《臺灣學研究》,第6號(2008年12月),頁1-26。

察官ノ如キハ、日夜奔命ニ疲ル□モ、猶保安ノ責ヲ全ウスル能ハズ。

実に聖世ノ版図トハ思ハレザリキ³¹

つまり、民政復帰とはいえ、土匪の跋扈のために地方政務を満足に施すことができなかったのである。そのため、橋口は 1896 年 9 月に「土匪ニシテ其事情斟酌スベキ者ハ、投誠帰順セシムル」方法を建て、総督に建策した。その建策の大要は、土匪ノ首領ニシテ前過ヲ悔悟シ帰順ヲ願出ル者ハ之ヲ許シ従前ノ罪ヲ問ハズ、其部下ノ徒黨モ家産アル者ハ郷里ニ帰リテ正業ニ就キ無産ノ輩ハ道路新開土工鉞山等ニ使役シテ各糊口ノ途ヲ得セシメントスル³²にある。

橋口による「土匪帰順ノ策」の成果については、「此方略ハ当時ノ時勢ニ最も適當シ各地ノ紳士名望家（土人）モ之ヲ贊助斡旋シタル結果、文山堡ノ陳友諒・高蘭、宜蘭ノ林維新・林火北、三貂堡ノ曹田等著名ノ匪首ハ其部下数百人ヲ率ヒ前後相續テ帰順セリ」とある。しかし、この策は「刑法ヲ無視シ、国家ノ体面ニ関スルトノ議論」が起こり、かつ「帰順ニ関シ、各地方ニ在勤スル警察ト憲兵ト、其功ヲ争フ」等種々の弊風を生じ、ついに実行を遂げず、1896 年 12 月限りで中止になった経緯³³がある。しかし、「橋口閣下ノ台湾ヲ去ラレタル年、即チ三十一年六七月ヨリ、現総督児玉男爵ハ、衆説ヲ排シ、再び閣下ノ帰順策ヲ実行セラレ、遂ニ完全ノ功績ヲ奏シ、暮年ヲ出ズシテ

³¹ 橋口兼清編，《遺事録》（1906），頁 161。

³² 同前。

³³ 橋口兼清編，《遺事録》（1906），頁 162。

台北地方ハ、全ク土匪ノ跡ヲ絶チ、百姓聖恩ヲ謳歌スル」³⁴に至ったと述べられている。

本巡回日誌には、旧来の住民の防匪方法（附録、番号⑳）の諮問、実行状況の記録（附録、番号㉑）に関する記載もある。

金包里モ亦不良ノ汚名ヲ雪ガンニハ頂雙溪ノ如ク自衛団ヲ設ケテ、防御スルニ如クハナシ。若夫レ軍隊ヲ請フニ至リテハ食品ノ徴発アルベク、副通訳等ノ不善行為アルベク、内地人夫ノ压制行為アルベク、内地ニ在リテハ軍隊ヲ優遇スレドモ本地人ハ未ダ事ニ慣レザルヲ以テ喜ビテ需ニ應ゼザルヨリ自ラ其ノ不利益ヲ招クニ至ル、故ニ本官ハ軍隊ヲ請フコトヲ好マザルナリ。頂雙溪ノ如クハ人民自ラ銃器ヲ備フ。此ノ地人民モ銃器ヲ儲ヘテ自衛シ、土匪ヲ内山地方ニ駆逐セヨ、云々、人民頗ル感起ス³⁵

さらに橋口は巡回中、12月11日に士林辦務署にて「土匪ニ対シテハ人民自衛シテ軍隊ノカヲ待ツベカラズ」と参事・街庄長・紳耆・自衛団長に明確に訓示した。故に、橋口は軍隊による土匪の駆逐という強行策を用いず、旧慣を利用し現地住民による自衛を主張した。しかも、この橋口の「土匪帰順ノ策」は1898年に児玉総督によって再び採

³⁴ 同前。

³⁵ 橋口兼清編，《遺事録》（1906），頁255。（12/2 金包里）

用されたのであった。

(二) 旧慣尊重

次に旧慣尊重に係る橋口の言動については、道路・渠道といった土木事業、学務員設置の教育事業、住民の地縁関係への配慮等の記述から窺い知ることができる。土木事業を例にすれば、「道路修築ニ要スル費金募集ノ方法（附録、番号⑤）」³⁶、「従来庄民各自金を出して渠を鑿つ…真に庄民の言の如し」³⁷、と旧慣の正しいことを認めている。橋口県知事は「道路橋梁モ亦人民自ラ修繕セザルベカラズ」と訓示した。これに関して加藤は以下のように記述している。

（橋口）閣下時々人ニ語リテ曰ク、台湾官吏ハ今ハ午睡シテ居ルベキ時期ナリト、蓋シ此島始テ我有ニ帰シ戦乱僅ニ息ミ民未ダ其堵ニ安ゼザルニ、俗吏輩ハ土地ノ旧慣ヲ知ラズ民度ヲ察セズ漫リニ複雑ナル法令ヲ布キテ功名顔セントスルノ弊ハ、二十九年三十年頃ニ甚ダ多カリキ、故ニ閣下ハ今ヤ無為ヲ主トシ民ヲ休養セシムル時ニシテ漫ニ事ヲ興スノ時ニアラズ、所謂ルー事ヲ興スハ一事ヲ除クニ若カズトノ意ナリ

り 38

³⁶ 橋口兼清編，《遺事録》（1906），頁 248。（11/29 頂双溪）

³⁷ 橋口兼清編，《遺事録》（1906），頁 245。（11/28 瑞芳）

³⁸ 橋口兼清編，《遺事録》（1906），頁 166。

ここから橋口は「漫リニ複雑ナル法令ヲ布キテ功名顔セントスル」官吏を批判するとともに、人民休養を目的に、住民と土地の旧慣援用を主張していることがわかる。

また、巡回する際に「必ず土地ノ紳士、街庄長、其他重立チタル者ヲ集メ、親切丁寧ニ訓諭セラレ……」³⁹といわれるように、橋口は紳士を礼遇⁴⁰し、かつ積極的に現地住民の植民地行政への参与を促し及び自治参政の思想を涵養しようとした。橋口による植民地行政の実践に関する考え方については、彼の学務員設置の稟議書⁴¹や、参事公会設置の意見⁴²からも窺うことができる。

(三) 台湾の富源である「蕃地」の殖産

それから「蕃地」殖産に係る橋口の思考・行為については、加藤によると

(橋口) 閣下ノ生蕃ニ対スルハ、主トシテ懐柔撫育ノ方針ナリキ。盖

本島将来ノ富源ハ、獨蕃地ニ在リ。其故ハ山林ノ経営、樟腦ノ伐採、

³⁹ 同前。

⁴⁰ 日本政府は台湾領有後の善後事務処理の要略において、「郷紳ヲ礼遇シ之ニ地方ノ務ヲ諮詢シ……(中略)(台湾島接收)事宜ヲ以テシ或ハ彼等ヲ延テ事務ヲ弁理セシムルハ急務タルナリ」としている。伊藤博文編、《台湾資料》、明治百年史叢書第127巻(原書房、1970)、頁1-5。いわゆる「郷紳支配による人民支配の構造」(檜山幸夫)である。

⁴¹ 「学務員設置之義ニ付上申」、《台湾總督府公文類纂》、142冊-16、1897年10月27日。ちなみに学務員設置は、10月27日付「臺北甲庶第12号」をもって認可された。黄美恵、〈渡台植民地官僚試論——以橋口文蔵為例〉、《第八屆臺灣總督府檔案學術研討會論文集》(國史館臺灣文獻館、2015.5)、357-358頁。

⁴² 台北県知事橋口文蔵、「堡務署設置之儀」、《台湾總督府公文類纂》、4498冊-49、1896年8月5日。堡主理・庄正を置くとともに「参事公会」を設ける。「参事公会」は地方財産家もしくは読書人等の民望ある者から公選され、堡内人民を代表し、堡政の可否もしくは堡務上重要な事を議し堡庄費徴収決算等を監督する。堡吏の姦邪私曲を監視し、「土人」自治参政の思想を養成する端緒である。しかし官制改正の結果として「公会」の要素が抜けた台湾人の県庁・辦務署参事が数人置かれるしかなかった。黄美恵、〈帝国日本の「外地」地方行政と政治的統合——台湾領有初期の「郡区町村」編製の歴史的過程をめぐって〉、頁99-128。

鉱業ノ開発等、一トシテ蕃地ニ関係セザルナケレバナリ。サレバ、蕃人ヲ撫育シ、蕃情ヲ審ニスルハ、殖産上ノ要務タル言フマデモナシ⁴³

とあるように、台湾の将来の富源が蕃地にあるため、殖産上の要務として「生蕃」の懐柔撫育の方針をとった。また

彼等（蕃人）本来ノ性質ハ質朴正直、一点ノ邪念ナク、我ヨリ至誠ヲ以テ之ヲ撫セバ、其徳ニ化セシムル、敢テ難キニアラズトノ趣意ニテ、殖産部長奉職中、撫墾署設立ヲ計画⁴⁴

とあるように、橋口は「蕃人」の徳化及び撫墾の責任を深く認識した。本巡回日誌によると、大嵯岨撫墾署においては（附録、番号②④⑤）、角版社の「蕃人」に製腦技術と日本語を教育し、衣服・労賃を与えていた。しかも閑暇あれば、土地開拓や内地の野菜栽培に従事させ、農事試作場の基礎をなし、そして「蕃人」の開拓した土地を「蕃人」に与えようとした。それによって「蕃人」は日本の風習を習い、日本人の事業を妨害することとはなくなるだろうと考えていた。要するに、橋口は清朝時代の「蕃人」に対する駆逐・虐待（附録、番号②③⑥）を理解した上、それと対照的に「蕃人」に対する近代的な知識

⁴³ 橋口兼清編，《遺事録》（1906），頁164。

⁴⁴ 同前。

と技術の伝授を実践しようとした。

また安心で便利な地域社会作りを念頭に置き、「蕃人」と日本人が協力し融和できる雰囲気のもとで、殖産経営を進めようとした。例えば、宮之原撫墾署長・主事は署員と人民とを問わず、武器を携帯して「蕃地」に入ることを許さなかった（附録、番号②⑥）。そうして蕃人が安心して大崧坂で物品を交換するなど、日増しに撫墾署の命令に服従するようになれば、製腦を含む諸々の事業にも利便をもたらすと考えた。

しかし、「蕃人嗜殺ノ習タル未ダ俄カニ之ヲ変ズルコト能ハズ特ニ後山奥山ノ蕃人中未ダ服従セザルモノアリテ往々不慮ノ禍害ヲ生ズ」との記載があるなど、「蕃地」の危険への懸念がなくなったわけではない。あたかも橋口巡回の一か月前ほどの1897年11月7日に桑島省三の脳丁北川新三郎が角版山中で「蕃人」に殺害されるという事件が起こった。その「蕃人」による日本人殺害事件をめぐって、大崧坂撫墾署長は如何なる対応をとったかは、本日誌に次のように記述している。

撫墾署長ハ再三署員ヲ蕃地ニ派シ又角版社総土目「タイムシャン」ニ命ジテ精査セシメ遂ニ後山総土目「ユカンブルン」ノ部下ナル蕃丁「ユカンビスイ」ノ長男「ユカンワタン」ナル者ノ発狂ノ所為ナルコトヲ知ルヲ得タリ。然ルニ加害者「ユカンワタン」ハ逃走シテ家ニ在ラザルヲ以テ更ニ「タイムシャン」ニ命ジ加害者ノ父「ユカンビスイ」ト舌無那社ノ総土目「ユカンブルン」ヲ召ビ来ラシメ以テ其罪ヲ謝セシ

メ併セテ後日ノ凶行ヲ防ガン為銃一挺及ビ其子弟一名ヲ撫墾署ニ納
レテ質トナサシメント欲シ、ニ「タイムシャン」ハ直チニ諾シ進ミテ
後山ニ至リ総土目「ユカンプルン」加害者の父「ユカンビスイ」其ノ
女「ライボー」ト各社土目数名ヲ伴ヒ来ル⁴⁵

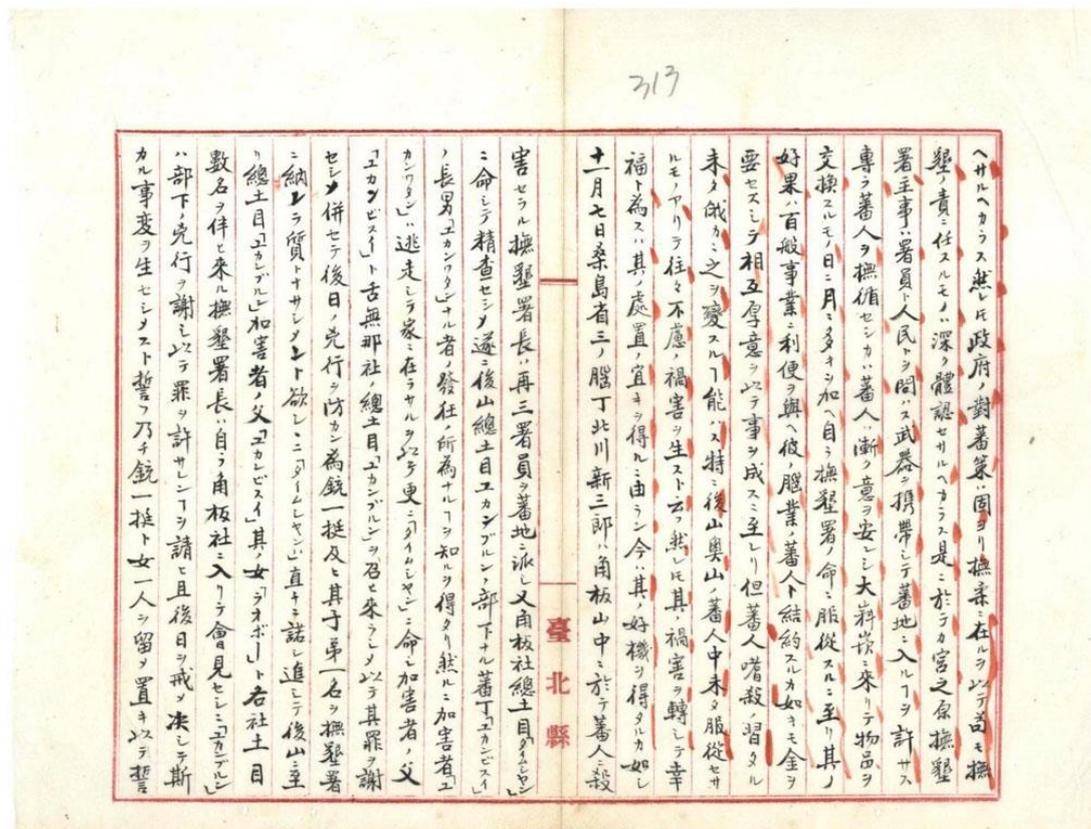
このように、宮之原撫墾署長が自ら角版社に入ると、「ユカンプルン」から謝罪を受け
た。総土目一行は「銃一挺ト女一人」を留め置き、「皆頓首シ寛恕ノ典」を感謝して去
った。その後、角版社総土目「タイムシャン」は後山総土目「ユカンプルン」とともに後山よ
り奥山地方に入って、未だ服従しない「蕃人」を説諭し、必ず服従するように説得に行っ
た。撫墾署側も日本人官吏の新納主事補を派遣して「蕃社」に入って巡諭した（附録、
番号⑳）という。

このように、角版社総土目「タイムシャン」が日本人の「協力者」になったことがわかる。
日本による山林開発は「蕃社」同士の協力を得て奥山地方まで支配していくにつれて、
殖産事業を進めたのである。こうして、角版社総土目「タイムシャン」を例にして、大嵯坂
撫墾署の政策を知ることができる。

一方、大嵯坂にある物品交換所の状況（附録、番号㉑）も順調に運んでいる様
子であり、「其ノ蕃人ノ来リテ貿易スルモノ一箇月多キハ七八百人少ナキハ三四五十人

⁴⁵ 橋口兼清編、《遺事録》（1906）頁 282-283。

ニシテ交換金高八一箇月三百円内外」⁴⁶と記されている。



出典：「臺北縣知事管内巡迴報告」(1898年5月4日)、『明治三十一年乙種永久保存第三卷』

《臺灣總督府檔案》，國史館臺灣文獻館，典藏號：00000262037。

⁴⁶ 橋口兼清編，《遺事錄》(1906)，頁284。

五、むすび

橋口文蔵は、北海道開拓・製糖改良などに携わる敏腕な農政実務官僚であり、札幌農学校校長に抜擢され、政府から人材育成を託される教育家でもある。しかし、藩閥関係のためか北海道を離れた⁴⁷。その後はメキシコ移民事業に携わり、危険を冒して実地調査に行った。メキシコへ移民すると決めた橋口だが、川上操六（薩）の誘いで台湾文官就任になるという急展開があった⁴⁸。明治政府は、台湾を欧米的な植民地支配ではなく、日本の領内的支配（内地と区別するための外地）にしようと考えていた。そして橋口文蔵の台湾赴任は、時の藩閥政治の主導権が薩摩と長州に握られる人事派閥、樺山資紀⁴⁹総督と橋口の叔甥関係に係わるだけでなく、大日本帝国の外地体制を支える上で最適な人材登用の一例であったと言える。⁵⁰1896年4月に、橋口が総督府の殖産・財務部長から民政復帰後の初任台北県知事に「右遷」した際に、内地

⁴⁷ 北海道編，《新北海道史》，第4巻（1973年），頁179-180。井上勝生，前掲〈札幌農学校植民学と有島武郎：「星座」と千歳川アイヌのコスモス〉，《北海道大学文書館年報》，4号（2009.3.31），頁1-19。

⁴⁸ 黄美恵，〈渡台植民地官僚試論——以橋口文蔵為例〉，《第八屆臺灣總督府檔案學術研討會論文集》（國史館臺灣文獻館，2015.5），頁352。小野兼基により，「其の時橋口氏は「榎本武揚子を会長とせるメキシコ移民協会にてメキシコに赴きタバチュラ地方に於て数万町歩の移住地を無償譲受けの契約が大統領と締結既に調印済みであるが当地殖産部長の任を去り難きゆへ、此の事業を引受け経営して貰ひたい」と交渉するので略ぼ引受けの内諾をなした」という。小野基樹，《小野兼基自叙伝》（日英社，1939），頁25-27。

⁴⁹ 樺山愛輔，《父，樺山資紀》（大空社，1988）により，「樺山資紀は天保八年（1837）十一月十二日，鹿兒島藩士橋口与三次の三男として生まれた。幼名覚之進，長じて樺山家に入る。明治二十八年五月海軍大將に進み同時に初代台湾総督に就任した。同年八月には日清戦争の功により伯爵となった。翌年六月台湾総督辞任，枢密顧問官となる。その後も明治二十九年九月から三十一年一月まで第二次松方内閣の内務大臣（純然たる薩派内閣），三十一年十一月から三十三年十月まで第二次山県内閣の文部大臣をを勤めた。」かかる橋口の非職の時点は，樺山が内務大臣を辞めさせられてから第二次伊藤博文内閣（長州派）が立ち上がった後にある。

⁵⁰ 「台湾雑事」，《日本》（1896年4月9日）。

の新聞紙《日本》が橋口的能力を称え「台湾の殖産上には先鞭の功も着けた」⁵¹として高い評価を下した。

最後に、橋口文蔵が植民地行政において殊に重視した政策と実績を以下にまとめた。

- (1) 札幌農学校卒業生の技師たちを台湾に招集し、富源の調査を行った。
- (2) 土匪鎮圧において融和策や帰順策を講じ、その帰順策は後に児玉総督に再び採用された。軍隊による土匪討伐(乃木の「三段警備法」)に対しては、住民反発を招くなどの不利益を考慮して用いず、住民の自衛組織での対応を唱えた。
- (3) 巡回視察を機に土地・人民の旧慣、土地の状況等を調査し、民心休養を目的とする「利民・便民」の地方行政を施した。
- (4) 清朝時代の行政上の弊害を考慮しつつ、地方行政の運営においては旧慣を援用・改編し、住民自治に関する旧慣を日本の地方行政システムに取り入れようとした。
- (5) 蕃人に貨幣・衣服といったものを与え、日本語や製腦技術を習得させ、蕃地の開拓を進めると同時に、蕃地を国家権力の支配に従わせようとした。

⁵¹ 橋口兼清編、《遺事録》(1906)、頁 157。

(6) 植民地行政の人材育成を進めるため、国語伝習所⁵²の設置を行い、現地住民も教育の対象とした。

このように、初の植民地である台湾に渡った橋口が、樺山資紀から乃木総督までの三代の台湾総督の四年間に積んだ実績は、彼の経歴とその手腕の確かさを反映している。

檜山による先行研究などによって、初期の台湾統治の歴史像といえば、抗日ゲリラによる混乱、無能・腐敗官僚という印象が強く、四代目の児玉源太郎総督と後藤新平民政長官時期までは積極的な評価がされない傾向にある。しかし橋口文蔵による地方行政政策を詳しく考察すると、殖産人材の登用、困難を極めた土匪への対策、住民自治や地方制度における旧慣の援用などで、植民地台湾での実績を上げている例があることがわかる。また、のちに高く評価された後藤新平の台湾統治は、最初の三年間の蓄積を継承したことを忘れてはいけぬ。よって本稿の考察によって、「無能・腐敗官僚」という初期台湾統治の歴史像に対し、橋口文蔵による行政政策の実績の存在を、その一例として示すことができたのではないかと考えている。

附録：

橋口文蔵が 1898 年 3 月 16 日に民政局に提出した「辨務署巡回日誌」に朱筆が付してある 30 カ所（日付順①～⑳－番号は筆者）の調査内容のまとめである。

⁵² 領台当初直ちに着手した国語伝習が行政上の実用に供する目的で実施される。若林正文編、《矢内原忠雄「帝国統治下の台湾」精読》（岩波書店、2001）、頁 259。

- ① 「討伐ハ深更若クハ雨夜ヲ以テシテ土匪ノ不虞ニ出ツ故ニ功ヲ成シ易ク漸クニシテ土匪ノ付近ニ出没スルヲナキニ至レリ、又捕獲シタル土匪ノ真否ヲシランニハ凡ソ十日間拘繫シテ若シ歎訴スルモノナキトキハ認メテ真トナスヲ得ルト云フ」(1897.11.28 頂双溪)
- ② 「(文山堡ノ大坪庄溪尾寮庄ハ景尾街ヲ距ルコト十里餘ニシテ頂双溪ヲ距ルコト四里餘故ニ願届ヨリ報告等ニ至ルマデ) 総テ頂双溪ニ出来リツ、アリシカ今ハ景尾街ニ出テサルヘカラスシテ人民頗ル不便ヲ極メツ、アリト地形ニ拠リテ察スルモ固ヨリ然ルヲ信ス故ニ便法ヲ講セサルヘカラス」(1897.11.29 頂双溪)
- ③ 「八十餘歳ニシテ衆匪ヲ率キ」(1897.11.29 頂双溪)
- ④ 「舊社」「新社」「故ニ新舊ノ名起シリト云フ」(1897.11.29 頂双溪)
- ⑤ 「(道路修築ニ要スル費金募集ノ方法ヲ問ヒシニ) 戸口人夫ヲ出スノミニシテ費金ヲ募集スルコトナク、設令庄民疾病事故アリテ役ニ服スル能ハサルモ金ヲ以テ換納スルコトナク、唯協議費ノ如キモノアリテ戸数人口収獲額ニ賦課シテ徴収シ餘贏アリトキハ廟社道路ノ修繕費ヲ補フ而シテ基隆宜蘭間ノ大道ハ林維源之ヲ築修シ庄民ノカヲ以テスルコトハ村里道路ノミナリト云フ」(1897.11.29 頂双溪)
- ⑥ 「舊時ハ守備兵ヲ置キ港口ニハ水雷ヲ敷設セリ今猶鍊索アリテ存スト」
「(港頭ニ塩館アリ周歩蟾) 曰ク官有物ナリト」(1897.11.29 頂双溪)

⑦ 「柑脚城」(1897.11.30)

⑧ 「(此地(大湖庄)ハ山間ニ僻在シ基隆ヨリ頂双溪暖々街基隆ヲ距ルコト各五六里)一朝事アラハ応援ヲ求ムルニ難ク而シテ日用必需ノ品物ハ買來ル、又此地多雨ニシテ疾病ニ侵サレ易ク、加フルニ從來土匪往來ノ衝ナレハ人民ハ屢其ノ誅求ニ苦ミシ故カ陰險ニシテ狼戾最モ撫懷シ難シト云フ」;「台北以東頂双溪ニ至ル間唯此ノ地(大湖庄)ト暖々街ト藍ヲ生スルコト多シ」
(1897.11.30)

⑨ 「此ノ地(瑪東)ハ基隆金包里ノ中央ニ位シ海ニ濱シテ漁捕ノ利アリ、而シテ人民ハ從來土匪ニ黨セシ形跡アリ認メサルモ未タ悦服ノ状アラス」
(1897.12.2)

⑩ 「(目下土匪内山地方ヨリ入來リ)物品ヲ掠奪シ人民手尸ヲ拐去シ毒蝕頗ル熾ナレバ人民大ニ恐慌シテ業ニ安ンゼズ、辨務署ノ如キモ屢戒嚴スルコトアリト云フ」(1897.12.2 金包里)

⑪ 「余(橋口)ハ此地ヲ過グル毎ニ、頗ル此ノ地ノ人民ヲ疑ハザルヲ得ザリキ、是レ土匪ニ内應セルヤ否ニ在リ」(1897.12.3 水返脚)

⑫ 「土匪ノ巢窟未タ全ク掃ヒ盡サス、猶ホ五六百ノ土匪五子山附近ニ埋伏セリト」(1897.12.4 水返脚)

⑬ 「(徴収額ハ)七千四百五十七円四拾貳錢三厘ニシテ、未納額ハ四千七百四拾貳円參拾貳錢四厘ナリ、而シテ租稅徴収ニ際シテハ納入告知書ヲ發シ又

其ノ混乱ヲ防カン為各區日ヲ定メテ徴収セシカハ人民ハ少シモ納税ヲ嫌厭
スル状ナカリキ而シテ上半季地租ニ未納者アルハ是レ實ニ他部内ニ住スル
人民若クハ水害ニ遭ヒ除租出願中ノモノノミ」(1897.12.11 士林)

⑭ 「士林附近ハ近来土匪ノ出没多クシテ人民ノ慘甚タシク其ノ被害ヲ挙
クレハ奪取焼失金壹萬三千円物品価格四千円拏捕人員四拾名トス故ニ人民
ハ政府警戒ノ足ラサルヲ憾メリ」(1897.12.11 士林)

⑮ 「此ノ地(樹林口警察出張所)土匪往来ノ衝ニ當ルヲ以テ警察派出所ヲ
置カントスルモ、家屋ノ借ルベキモノナキヲ以テ、暫ク出張所ヲ置ケリ」
(1897.12.12)

⑯ 「(從來擺接堡ハ過半漳州人ニシテ興直堡ハ過半泉州人ナリ而シテ)泉
州ト漳州トハ往古ヨリ其祖先ヲ異ニセルヲ以テ本土ニ移住セル人民モ亦軋
轢ノ念ヲ抱キ今ヲ距ルコト五十年以前、興直堡ト擺接堡ト水論ヲ生ジ遂ニ争
鬪ニ及ビ互ニ死傷アリシト云フ。故ニ辨務署ヲ新庄ニ設置スルヤ、枋橋ノ人
民ハ嫉妬ノ念ヲ懷キ、改メテ枋橋ニ設置セシメント運動セリ」(1897.12.12 新
庄)

⑰ 「第七區庄長藍竹齊ハ自衛ノ力ヲ以テ兩度土匪ヲ捕獲セシ功績等ヲ感
賞シ尚ホ将来ヲ勗メタリ」(1897.12.13 桃仔園)

⑱ 「(地租徴収ニ關シテハ混雜ヲ防カン為)管内ヲ四分シ各部納租ノ期日
ヲ定メテ告示シ納入告知書ヲ頒布セシカハ納租人ハ期日ニ至ル毎ニ先ヲ争

ヒテ来納セリ、其地租額ハ全年兩季ヲ合セテ壹萬三千八百零七円六拾六錢六厘ノ内上半期地租六千九百零三円八拾三錢三厘ナリ」(1897.12.13 桃仔園)

①⑨ 「此ノ地(桃仔園)従来学者ノ淵藪トモ称スヘク台北以外ニ在リテハ士林ノ伯仲ヲ為セリ而シテ今ハ士林ニ優ルモ劣ラサルナリ、其ノ辦務署參事謝鳳搏ノ如キハ夙ニ出名ニシテ台北及ヒ各堡ヨリ来リ学フモノ甚タ多ク門人ノ考試ニ登リ秀才ノ榮名ヲ取りシモノ亦尠ナキカラスト云フ」(1897.12.13 桃仔園)

②⑩ 「舊来防匪ノ事ヲ聞ク二年々晚稻収獲ノ時ハ氣候寒冷ニシテ民間業務少ナク遊手ノ輩往々群ヲ成シテ所在横行スルヲ以テ各庄規約ヲ立テ、強盜防禦ノ方法ヲ講ス、之ヲ冬防ト云フ、又豪農ハ銃櫃ヲ家宅ノ前ナル門側ニ築キ一見倉庫ノ如ク而シテ階上階下與ニ銃眼」(1897.12.13 桃仔園)

②⑪ 「土人ハ風水師ヲ迷信シ家屋倉庫墓地ヲ築造スル皆風水師ノ選定ニ拠ル又祭祀ヲ崇、其例ヲ挙ケレハ新中福興庄ニ於テ本月天神地祇ヲ祭り全庄戸数百五十餘ニシテ二萬円ヲ費セリト云フ」(1897.12.13 桃仔園)

②⑫ 「土匪ノ此地ヨリ出タルモノ目下新庄三脚庄樹林口等ノ地ニ在リテ剽掠ヲ事トスト云フ」(1897.12.14 桃仔園警察署)

②⑬ 「昔時台湾巡撫ハ林維源ニ許可シテ此ノ地ヲ開墾セシメ守備隊ヲ配置シテ蕃害を防ガシメ以テ蕃人ヲシテ山ニ入ルノ深カラシムルニ至レリト」
(1897.12.15 大崙崁角版社)

②④ 「丁年未滿ノ蕃人六名ヲ雇入レ、一人一箇月五円ノ予算ヲ以テ衣服其ノ他ノ物ヲ給シ、年中側ニ置キテ製腦ノ業ヲ肄ハシメ、一日一時間ヲ期シテ本国ノ文字言語ヲ教ヘントス」(1897.12.15 大嵯炭角版社)

②⑤ 「蕃人ヲシテ漸次製腦業ヲ習ハシメ、若シ樟腦ヲ他所ニ運搬セシムル時ハ、特別ニ金ヲ給シ、間暇アレバ土地ヲ開墾セシメテ内地ノ野菜其ノ他ノ物ヲ植エシメ、以テ農事試作場ノ基礎ヲ成シ、而シテ蕃人ノ開墾セシ土地ハ總テ蕃人ニ与ヘント欲ス、然ルトキハ自ラ本国ノ風ニ習ヒテ、本国人ヲ妨害スルコトナカラン云々」(1897.12.15 大嵯炭角版社)

②⑥ 「初メ撫墾署ヲ大嵯炭ニ設置セン際ハ蕃人ノ山ヲ出テ来リテ物品ヲ交換スルモノ極メテ少ナク從ヒテ蕃地ニ通スル道路ハ茅塞且崎嶇ニシテ往来スルコト能ハサリシカハ溪水中ヲ歩シテ往来シタリ、後道路ヲ開キ往来スルコトヲ得ルニ至レリ、然ルニ蕃人ノ無智ナル清政府ノ虐待ヲ受ケ遠ク新山ニ逃レ入り其意常ニ土人ノ毒手ニ触レンコトヲ恐レテ猜疑癡ニ成シ其ノ極虐殺ヲ嗜ムニ至レリ故ニ危険甚シク劍ヲ帶ヒ銃ヲ擔ヒ以テ不虞ニ備ヘサルヘカラス、然レトモ政府ノ對蕃策ハ固ヨリ撫柔ニ在ルヲ以テ苟モ撫墾ノ責ニ任スルモノハ深ク体認セサルヘカラス、是ニ於テカ宮之原撫墾署主事ハ署員ト人民トヲ問ハス武器ニ携帯シテ蕃地ニ入りコトヲ許サス、專ラ蕃人を撫順すれば、蕃人ハ漸ク意ヲ安ンジ大嵯炭ニ来リテ物品ヲ交換スルモノ日ニ月ニ多キヲ加ヘ自ラ撫墾署ノ命ニ服従スルニ至リ、其ノ好果ハ百般事業ニ利便ヲ興ヘ

彼ノ腦業者ノ蕃人ト結約スルガ如キモ金ヲ要セズシテ相互厚意ヲ以テ事ヲ成スニ至レリ、但蕃人嗜殺ノ習タル未ダ俄カニ之ヲ変ズルコト能ハズ特ニ後山奥山ノ蕃人中未ダ服従セザルモノアリテ往々不慮ノ禍害ヲ生ズト云フ、然レトモ其ノ禍害ヲ転シテ幸福ト為スハ其ノ処置ノ宜キヲ得ルニ由ラン、今ハ其ノ好機ヲ得タルカ如シ」(1897.12.15 同前)

②⑦ 「タイムシャンハ大ニ奮勵シユカンブルント俱ニ後山ヨリ奥山地方ニ入り未タ服従セサル蕃人ニ説諭シ必ス服従セシメント欲ス、乃チ新納主事ヲ派シテ俱ニ蕃社ニ入ラシム目下巡諭中ナリト云フ」(1897.12・15 同前)

②⑧ 「大嵯岾ハ三角湧辨務署部内ノ最大ナル市街ニシテ従来蕃人ノ貿易場ナリシモ清政府ノ蕃地開墾ニ着手シテ蕃人ヲ驅逐セリヨリ蕃人ハ遠く奥山ニ入りテ復タ出テ来ラサリシカ撫墾署開設以來ハ山ヲ出テ来リテ物品ヲ交換スルモノ漸ク多ク是レ日ノ如キハ交換所ニ宿泊スルモノ男女三十六人皆物品ヲ交換シ日用品ヲ購ヒテ歸る、而シテ其ノ蕃人ノ交換物ハ籐鹿皮花草(一名通草)蕃布鹿脚鹿角石谷蘭等ニシテ最多品ハ籐ニシテ其ノ金額ノ多キハ花草ナリ又交換所ヨリノ交換品ハ塩紅ペッキ黒絲黒布銭牡丹乾魚マッチ等ニシテ塩ヲ最多トシ紅ペッキ之ニ次ク又黒絲黒布ハ近来蕃人ノ好ム所トナレリト云フ」(1897.12.17 同前)

②⑨ 「(元来土人ノ溝渠ヲ鑿ツヤ截然直斷シテ溝趾ヲ存セス故ニ風雨出水ノ際ハ崩壊シ易ク又作場道ノ如キ兩傍ヨリ濫刪スルヲ以テ自ラ細小二至ル且ツ)

本地ハ林維源ノ如キ豪農アリテ所在田園ヲ有シ貧人之ヲ佃作シ畢竟我カ有
ニ非サルヲ以テ利害ノ心厚ウシテ修理ノ念薄キカ如シ（是レニ由リテ之ヲ觀
レハ益道路橋梁修繕ノ急ナルコトヲ知ル）」（1897.12.18 板寮）

③〇「（争訟）其ノ原告ハ皆土人ニシテ被告ハ皆内地人ナリ」（1897.12.22 台北）

参考書目

史料

- 《台湾總督府職員録》（明治 30 年）。
- 《台湾總督府文書》
- 《台湾總督府（官）報》
- 《台湾總督府公文類纂》，142 冊-16，1897 年 10 月 27 日。
- 《台湾總督府公文類纂》，262 冊-37。
- 《台湾總督府公文類纂》，4498 冊-49，1896 年 8 月 5 日。
- 橋口兼清編，《橋口文蔵遺事録》（1906）。
- 北海道編，《新北海道史》第 4 卷（1973）。
- 檜山幸夫，《台湾總督府文書目録》第 2 卷（ゆまに書房，1995）。
- 檜山幸夫，《台湾總督府文書目録》第 3 卷（ゆまに書房，1996）。

専門書

- 伊藤博文編，《台湾資料》明治百年史叢書第 127 卷（原書房，1970）。
- 小野基樹，《小野兼基自叙伝》（日英社，1939）。
- 樺山愛輔，《父，樺山資紀》（大空社，1988）。
- 松田利彦・やまだあつし編，《日本の朝鮮・台湾支配と植民地官僚》（思文閣，2009）。
- 吳密察，《台湾近代史研究》（稻郷出版社，1994）。
- 神埜努，《柳本通義の生涯》（共同文化社，1995）。
- 中京大学社会科学研究所台湾史料研究会編，《日本領有初期の台湾》（創泉堂出版，2005）。
- 波形昭一，《近代日本の經濟官僚》（日本經濟評論社，2000）。
- 山田公平，《近代日本の国民国家と地方自治》（名古屋大学出版会，1991）。
- 山中永之佑，《日本近代法論》（法律文化社，1994）。
- 若林正文編，《矢内原忠雄「帝国統治下の台湾」精読》（岩波書店，2001）。

論文

- 井上勝生，〈札幌農学校植民学と有島武郎：「星座」と千歳川アイヌのコスモス〉，《北海道大学文書館年報》4号（2009.3.31），頁 1-19。
- 呉文星，〈札幌農学校畢業生與臺灣近代糖業研究——以臺灣總督府糖業試驗場技手為中心〉，《臺灣學研究》第 6 號（2008.12），頁 1-26。
- 呉文星，〈札幌農学校與臺灣近代農學的展開——以臺灣總督府農事試驗場為中心〉，《日本資本主義與臺灣・朝鮮——帝國主義下的經濟變動》（博揚文化事業公司，2010.1），頁 127-161。
- 黄美惠，〈渡台植民地官僚試論——以橋口文蔵為例〉，《第八屆臺灣總督府檔案學術研討會論文集》（國史館臺灣文獻館，2015），頁 343-361。
- 黄美惠，〈帝国日本の「外地」地方行政と政治的統合——台湾領有初期の「郡区町村」編制の歴史的過程をめぐって〉，《台大日本語文研究》第 31 號（2016.6），頁 99-128。
- 劉夏如，〈植民地の法制化過程と台湾總督府評議會（1896-1921）——總督政治・法制官僚・地方名望家〉，《東アジア近代史》第 1 期（ゆまに書房、1998.3），頁 59-92。
- やまだあつし，〈台湾總督府土木局の技師について〉，《名古屋市立大学人文社会学部研究紀要》第 10 號（2001.3），頁 191-200。
- やまだあつし，〈台湾總督府民政部殖産局の技師について（1902-1920）〉，《名古屋市立大学人文社会学部研究紀要》第 12 號（2002.3），頁 177-192。
- やまだあつし，〈奨励政策と技術者——養蚕業奨励初期における台湾總督府の養蚕技術者採用を例として〉，《名古屋市立大学人文社会学部研究紀要》第 17 號（2004.11），頁 35-48。
- 山本美穂子，〈台湾渡った北大農学部卒業生たち〉，《北海道大学大学文書館年報》第 6 號（2011.3），頁 15-41。